



厚生労働省福島労働局発表

平成 28 年 9 月 27 日

担
当

福島労働局雇用環境・均等室

室 長 鈴木 千賀子

監 理 官 針生 達矢

TEL 024-536-4609

東邦銀行・福島銀行が「女性活躍推進法に基づく認定」取得 ～4つの基準を満たす「えるぼし（2つ星）企業」に認定～

株式会社 東邦銀行

(本社：福島市 金融業 代表者：取締役頭取 きたむら北村 せいし清士)



株式会社 福島銀行

(本社：福島市 金融業 代表者：取締役社長 もりかわ森川 ひではる英治)



福島労働局（局長 島浦 幸夫）は、申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、このたび、株式会社東邦銀行と株式会社福島銀行を、「第2段階」（認定基準5項目のうち4項目に該当）に認定しました（認定企業の概要について資料1、認定制度の概要・認定基準項目については資料3参照）。

認定企業には、認定通知書が交付されるほか、「認定マーク（通称えるぼしマーク）」を企業の商品や広告に使用することができます（本件においては「第2段階」認定のため、「2つ星」のえるぼしマークが使用できます）。

認定企業に対する「認定通知書交付式」を、下記により開催します。

○日 時：平成28年9月29日（木）11：00～

○場 所：福島合同庁舎3階共用会議室（福島市霞町1-46）

※認定企業への事前取材、交付式の取材、交付式後の取材いずれも可能です。

女性活躍推進法とは

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とした法律で、平成28年4月1日に施行されました。国、地方公共団体、一般事業主が女性の活躍推進に関して実施すべき責務が定められています。

女性活躍推進法に基づく認定とは

女性活躍推進法第9条に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である事業主が都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定は、認定基準項目（資料3参照）を満たす項目数に応じて、3つの段階に分かれています。

※参考

平成28年8月31日現在の「えるぼし」認定状況（資料2参照）

- ・全国における認定数は145件、東北では12件、福島県では1件。
- ・金融機関の認定数は全国31件、東北では6件、福島県では0件。

添付資料)

資料1 認定企業の概要

資料2 平成28年8月31日現在えるぼし認定状況

資料3 パンフレット「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を取得しましょう！

株式会社 東邦銀行（福島市）

■代表者 取締役頭取 きたむら 北村 せいし 清士 ■事業内容 金融業

■労働者数 3, 237人（男性 1,638人、女性 1,599人）



認定企業における女性の活躍推進のための取組の概要は次のとおりです。

1. 直近の3事業年度の総合職の採用において、女性の競争倍率が男性の競争倍率より低く、女性の採用が進んでいます（女性6.86倍、男性7.16倍）。
2. 直近の事業年度において、一月あたりの全労働者の平均残業時間は、15.3時間と、仕事と家庭が両立しやすい職場になっています。
3. 直近の3事業年度において、課長級より一つ下の職階から課長級へ昇進した女性の割合が13.9%と、女性の活躍が進んでいます。
4. 直近の3事業年度において、女性の嘱託から行員への登用（48名）、キャリアアップに資するようなパートナーから嘱託への登用（64名）、概ね30歳以上の正社員としての中途採用（6人）といった、女性に対する多様なキャリアコースが実施されています。

<事業所からのコメント>

このたび、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として、4項目の認定基準を満たし、第2段階のえるぼし認定をいただきました。

当行では、「人を大事にする経営」を基本とし、従来より女性のキャリア形成および仕事と家庭の両立支援のための様々な取組を継続して実施してまいりました。

女性がどのようなライフステージにおいても、能力を発揮し活躍できるよう、両立支援制度の充実や事業所内保育施設の設置のほか、育児休業者のための復職支援セミナー、介護について学ぶ介護支援セミナーの開催等により、仕事と家庭の両立の促進を図っております。また、イクメン・イクボスの育成やフレックスタイム制の導入等の「働き方改革」も進めております。

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、今回の認定を機に、今後、更に女性が働きがいをもって活躍できる職場環境づくりに努めてまいります。

（取材連絡先 担当者 人事部職員活躍推進室 戸田 TEL 024（523）3137）

株式会社福島銀行（福島市）

■代表者 取締役社長 もりかわ ひではる 森川 英治 ■事業内容 金融業

■労働者数 750人（男性 366人、女性 384人）



認定企業における女性の活躍推進のための取組の概要は次のとおりです。

1. 職員の採用において、女性の競争倍率が男性の競争倍率より低く、女性の採用が進んでいます（正社員（総合コース）が女性7.08倍、男性9.95倍。正社員（地域限定コース）が女性3.36倍・男性4.67倍）。
2. 直近の事業年度において、正社員の各月の時間外・休日労働の時間数の合計が平均13.8時間と、仕事と生活が両立しやすい職場になっています。
3. 管理職に占める女性労働者の割合が12.8%と高く、同業種（金融業・保険業 全国8.0%）の中でも女性の活躍が進んでいます。
4. 女性職員について、直近の3事業年度において非正規社員から正社員への転換（21名）、正社員への再雇用（10名）、概ね30歳以上の正社員採用（18人）といった多様なキャリアコースが実施されています。

<事業所からのコメント>

昨年10月、均等・両立推進企業表彰 均等推進企業部門福島労働局長優良賞に続き、今回、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として認定をいただき、大変榮譽に感じております。

当行は、男女の区別なく一人ひとりがいきいきと働き、能力の発揮できる会社を目指しております。

今後も行員の意識改革を進め、職場環境を積極的に整備し、組織の活性化に努めて参ります。